

Ⅲ 許可後に必要な手続 (変更届・廃業届等)

許可について

許可の有効期間は5年間です。引き続き建設業を営もうとする場合は、許可の満了する日の30日前までに更新の申請をしなければなりません。

変更届について

申請事項に変更があった場合には、その都度、変更届を提出しなければなりません（次ページの「変更届の提出」の項を参照してください。）。

なお、変更事項により、それを届出すべき期間が定められています。各種変更届を遅滞した場合は、法に基づく罰則がありますので御注意ください。

廃業届について

法第12条に記載された事項に該当するときは、法で定められた期限内に廃業届を提出しなければなりません（P. 83「廃業等の届出」を参照してください。）。

標識の掲示について

建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに標識を掲示しなければなりません（P. 87「標識の掲示」を参照してください。）。

変更届、廃業届の提出部数

●東京都知事許可

正本・副本・電算入力用紙 各1部

※電算入力用紙とは、次のものをいいます。

—入力事項の記入該当事項（□カラムに書き込む事項）があった場合のみ提出—

- ・変更届出書（様式22号の2第一面・第二面）の写し
- ・経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）の写し
- ・専任技術者証明書（様式第8号）の写し
- ・国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第11号の2）の写し
- ・届出書（様式第22号の3）の写し
- ・廃業届（様式第22号の4）の写し

●国土交通大臣許可

正本・写し（本社控え分） 各1部

●提出書類のとじ方について

P. 19～P. 22「3 提出書類のとじ方」を参照してください。

1 変更届、廃業届の提出 —法第11条、12条—

許可を受けた後、下表のNo.1～15に該当する変更事項があった場合は、変更届出書、廃業届出書を速やかに提出してください。提出がない場合、罰則規定（建設業法第50条）があります。また、必要な届出のない状態では般・特新規申請、追加申請、更新申請はできません。

提出に当たっては、必要な書類（添付書類・確認資料等）がそろっているか、下表を確認願います。

《留意事項》

- 添付書類及び確認資料で発行日のあるものは、発行日から3か月以内のものを提出してください（納税証明書は除く。）。
- 届出者印を変更した場合は、印鑑証明書を併せて提出してください。
- 大臣許可の変更届の場合、届出に関する確認資料は関東地方整備局へ直接郵送してください（大臣許可の場合の確認資料は「建設業大臣許可申請（変更届）などの確認資料について」（国土交通省ホームページに掲載）を参照願います。）。
- 下表に掲げた確認資料は、一般的なケースで最低限必要とされるものです。提出された資料で確認ができない場合は、更に他の確認資料が必要となります。

(1) 変更届

※様式名に「入力」と記載のあるものは電算入力用に正本・副本以外にコピーを1部添付

※「別とじ」欄の様式類は「別とじ用表紙」（P.20を参照）を付けて本冊とは別にとじること

No.	変更事項	様式番号・添付書類	確認資料・備考	届出期間
1	商号	本冊 ①22号の2 変更届出書（第一面） 入力 別とじ ②商業登記に関する証明書（P.66 注1） ※資本金、役員等が変わっている場合は、変更時期の確認のため、旧法人の閉鎖登記簿謄（抄）本等も必要	●印鑑証明書（印を変えない場合も提出のこと。）	変更後30日以内
2	営業所の名称（P.66 注2）	本冊 ①22号の2 変更届出書（第一面・第二面） 入力 ②11号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表		
3	営業所の所在地・電話番号・郵便番号（P.66 注3）	本冊 ①22号の2 変更届出書（第一面・第二面） 入力 ※主たる営業所に係る変更のみの場合、第二面は不要 別とじ ②商業登記に関する証明書（P.66 注1） ※従たる営業所の所在地が変更になる場合で支店が登記されていない場合、②は不要	●営業所の確認資料（P.49～51を参照） ●住民票（個人の場合）	
4	営業所の新設	本冊 ①22号の2 変更届出書（第一面・第二面） 入力 別とじ ②商業登記に関する証明書（P.66 注1） ※支店が登記されていない場合、②は不要	●上記No.3と同様 ●No.11、No.13に係る届出も併せて提出	
5	営業所の廃止（P.66 注4）	本冊 ①22号の2 変更届出書（第一面・第二面） 入力 ②11号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	●No.13に係る届出も同時に提出	
6	営業所の業種追加（P.66 注5）	本冊 ①22号の2 変更届出書（第一面・第二面） 入力	●No.13に係る届出も同時に提出	
7	営業所の業種廃止（P.66 注6・注7）	本冊 ①22号の2 変更届出書（第一面・第二面） 入力	●No.13に係る届出も同時に提出	
8	資本金額	本冊 ①22号の2 変更届出書（第一面） 入力 別とじ ②14号 株主調書 ③商業登記に関する証明書（P.66 注1）		
9	役員等 (1)就任（P.66 注8）	本冊 ①22号の2 変更届出書（第一面） ②別紙一 役員等の一覧表（P.24参照） ③6号 誓約書 別とじ ④登記されていないことの証明書（P.54参照）（P.66 注10） ⑤身分証明書（P.54参照）（P.66 注10） ⑥12号 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（就任した者のみ） ⑦商業登記に関する証明書（P.66 注1）	●役員等氏名一覧表（P.55就任した者のみ記入） ●④・⑤は新たに就任した役員、法定代理人全員（顧問、相談役、株主等は除く。）	

		(2)辞(退)任 (P. 66 注9)	本冊	①22号の2 変更届出書 (第一面) ②別紙一 役員等の一覧表 (P. 24参照)	●辞 (退) 任する役員が経営業務の管理責任者 (又は専任技術者) の場合は、No. 12、No.13の届出も同時に提出		
			別とじ	③商業登記に関する証明書 (P. 66 注1)			
		(3)代表者 (申請人)	本冊	①22号の2 変更届出書 (第一面) 入力 ②別紙一 役員等の一覧表 (P. 24参照)	●届出者印を変更した場合、印鑑証明書		
			別とじ	③商業登記に関する証明書 (P. 66 注1)			
		(4)氏名 (改姓・改名)	本冊	①22号の2 変更届出書 (第一面) ②別紙一 役員等の一覧表 (P. 24参照)			
			別とじ	③商業登記に関する証明書 (P. 66 注1)			
10	支配人 (個人の許可のみ)	(1)新任	本冊	①22号の2 変更届出書 (第一面) ②6号 誓約書 ③11号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	●新任の者について ●前任の者についていずれもP. 73参照 (経営業務の管理責任者である場合) ●役員等氏名一覧表 (P. 55就任した者のみ記入)	変更後30日以内	
			別とじ	④登記されていないことの証明書 (P. 54参照) (P. 66 注10) ⑤身分証明書 (P. 54参照) (P. 66 注10) ⑥13号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書 ⑦商業登記に関する証明書 (P. 66 注1)			
		(2)退任	本冊	①22号の2 変更届出書 (第一面)			
			別とじ	②商業登記に関する証明書 (P. 66 注1)			
		(3)氏名 (改姓・改名)	本冊	①22号の2 変更届出書 (第一面)			
			別とじ	②商業登記に関する証明書 (P. 66 注1)			
11	建設業法施行令第3条に規定する使用人		本冊	①22号の2 変更届出書 (第一面) ②6号 誓約書 ③11号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	●新任の者について P. 49参照 ●前任 (退任) の者について P. 73「変更前の者」参照 ●役員等氏名一覧表 (P. 55就任した者のみ記入)		
			別とじ	④登記されていないことの証明書 (P. 54参照) (P. 66 注10) ⑤身分証明書 (P. 54参照) (P. 66 注10) ⑥13号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書			
12	経営業務の管理責任者	(1)変更・追加	本冊	①22号の2 変更届出書 (第一面) ②別紙一 役員等の一覧表 (P. 24参照)	●新任の者について ●前任の者についていずれもP. 73参照	変更後2週間以内	
			別とじ	③7号 経営業務の管理責任者証明書 入力 ④7号別紙 経営業務の管理責任者の略歴書			
		本冊	①22号の2 変更届出書 (第一面) ②別紙一 役員等の一覧表 (P. 24参照)				
			別とじ	①22号の3 届出書 入力			
		本冊	①22号の2 変更届出書 (第一面) ②別紙一 役員等の一覧表 (P. 24参照)	●商業登記に関する証明書 (P. 66 注1)			
			別とじ	③7号 経営業務の管理責任者証明書 入力			
13	専任技術者	(1)区分様式第8号の区分 (項番61) 2, 3, 4, 5に当たる変更 (P. 66 注11)	本冊	①22号の2 変更届出書 (第一面) ②別紙四 専任技術者一覧表 (P. 25参照)	●新任の者について ●前任の者についていずれもP. 76参照		
				別とじ	③8号 専任技術者証明書 入力 ④技術者の要件を証する書面 (下記ア～オのうち、該当するものを添付) 詳細についてはP. 16, 17 (摘要や注についてもよく確認すること。) 及びP. 34, 35, 56～61を参照 ア 修業 (卒業) 証明書 イ 資格認定証明書の写し (原本提示) ウ 9号 実務経験証明書 エ 10号 指導監督の実務経験証明書 オ 監理技術者資格者証の写し		
		(2)削除 (後任の専任技術者が全くいない場合)	本冊	①22号の2 変更届出書 (第一面) ②別紙四 専任技術者一覧表 (P. 25参照)	●一部廃業 (P. 67 (2) No.2, 3)、営業所の廃止 (No.5)、又は営業所の業種廃止 (No.7) のいずれかに係る届出も同時に行う。		
				別とじ	③22号の3 届出書 入力		

		(3)氏名(改姓・改名) (P. 67 注12)	本冊 別とじ	①22号の2変更届出書(第一面) ②別紙四 専任技術者一覧表(P. 25参照) ③8号 専任技術者証明書 入力 (項番61の区分3, 4が必要)	●戸籍抄本、住民票等(氏名の変更を確認できるもの)	
14	国家資格者等・監理技術者	様式第11号の2の区分(項番71)の3, 4, 5に当たる各変更 (P. 67 注13)	別とじ	①11号の2国家資格者等・監理技術者一覧表 入力 ②技術者の要件を証する書面(P. 67 注15) (下記ア～オのうち、該当するものを添付) 詳細についてはP. 17(綴込順6に係るもの: 摘要や注についてもよく確認すること。)及びP. 34, 35, 56～61を参照 ア 修業(卒業)証明書 イ 資格認定証明書の写し ウ 9号 実務経験証明書 エ 10号 指導監督の実務経験証明書 オ 監理技術者資格者証の写し	P. 49(6) 参照	事後 業4 年か 度月 終以 了内 P. 67 注14
15	決算報告 (P. 67 注16)		本冊 別とじ	①別紙8 変更届出書 ②2号 工事経歴書 ③3号 直前3年の各事業年度における工事施工金額 ④法人: 15号、16号、17号、17号の2財務諸表 17号の3附属明細表(株式会社で、資本金が1億円を超える、又は貸借対照表上の負債合計が200億円以上の場合のみ) 個人: 18号、19号 財務諸表(P. 67 注17) ⑤事業報告書(特例有限会社を除く株式会社のみ) ⑥4号 使用人数(変更のあったときのみ) ⑦11号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(変更のあったときのみ) ⑧定款(変更のあったときのみ) ⑨納税証明書(P. 67 注18)		事業 年度 終了 後4 か月 以内

- (注1) 商業登記に関する証明書については、登記事項全部証明書、履歴事項全部(一部)証明書、閉鎖登記簿謄(抄)本・閉鎖事項全部(一部)証明書又は登記事務がコンピュータ化されていない登記所においては商業登記簿(抄)本など数種類あります。それらを併せて提出することが必要な場合もありますので、自身の届け出る変更事項にかかる記載がされていることを確認してから提出してください(例: 役員(持分会社の業務執行社員、株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役又は法人格のある各種の組合等の理事等をいう。)辞任・退任の場合、当該役員の氏名及び辞任・退任の日付が記載されているかを確認)。
※インターネット「登記情報サービス」から提供する登記情報を印刷したものは、認証文、公印等が付加されていないので不可とします。
※登記対象外の者(顧問・相談役等)の変更については、商業登記に関する証明書は不要です。
- (注2) 営業所の名称変更の場合は、「旧営業所の廃止」及び「新営業所の追加」としての取扱となりますので変更届出書(第二面)は廃止で1枚・新設で1枚の計2枚必要です。
- (注3) 事実上の所在地の変更を伴わず、登記上の所在地の変更にとどまる場合でも変更届の提出が必要です。
- (注4) 一部廃業に伴い、建設業を営む従たる営業所が廃止となる場合には、様式第22号の2(第一面・第二面)による届出が必要です。
- (注5) 法人(個人)として新たな業種を追加する場合は、P. 16～18を参照してください。
- (注6) 法人(個人)として現在許可を有している業種を廃止する場合は、全部廃業又は一部廃業となるので、手引P. 67, 83～86を参照してください。
- (注7) 一部廃業に伴い、建設業を営む従たる営業所の業種の一部が廃止となる場合には、様式第22号の2(第一面・第二面)による届出が必要です。
- (注8) No.9について、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長の変更、代表取締役の住所変更については、届出の必要はありません。協同組合等の場合は、役員名簿(東京都産業労働局の受付印のあるもの)を提出してください。
- (注9) No.9について、「退任」とは、株式会社において、任期満了に伴い取締役をやめることです。会社法の施行により、取締役の任期は原則として2年となりますが、株式譲渡制限会社については、定款で定めることにより最長10年まで延ばすことができます。また、委員会設置会社の取締役の任期は原則1年です。
- (注10) 「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」については、知事許可の場合→本冊とは別に別とじ用表紙を付けてとじてください。大臣許可の場合→誓約書の後につづり込んで提出願います。
- (注11) No.13の区分(項番61)の2, 3, 4, 5とは、それぞれ次のような場合を意味します。
- 2 担当業種又は有資格区分の変更
 - 3 追加(交替するときの新任者のこと。)
 - 4 交替に伴う削除(交替するときの前任者のこと。)
 - 5 配置される営業所(のみ)の変更

(注 12) 氏名変更が必要な資格認定証明書をお持ちの場合には、適宜手続を行うことが必要です。氏名変更手続を行った場合、以降の申請手続等においては、改姓・改名後の資格認定証明書の写し（原本確認）を提出してください。

(注 13) №.14 の区分（項番 71）の 3, 4, 5 とは、それぞれ次のような場合を意味します。

- 3 有資格区分の変更
- 4 技術者の追加
- 5 技術者の削除

(注 14) №.14 については、届出期間にかかわらず、変更が生じた場合には速やかに提出してください。

(注 15) 有資格区分の変更（ある者の資格区分が増えた場合）の場合には、記入した資格の全てについての確認資料ではなく、増えた資格についての確認資料を添付してください。

(注 16) ②、③、⑥、⑦の記入方法はそれぞれ P. 26, 27, 28, 29, 35 を参照してください。

(注 17) 平成 25 年 4 月 1 日に財務諸表が改正されました（株主資本等変動計算書、注記表）。平成 24 年 4 月 1 日以降に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき財務諸表について適用されます。注記表は、該当しない項目であっても削除しないでください。株式譲渡制限会社の場合で、記載が必要な項目に該当がない場合には「該当なし」と記載してください。

(注 18) №.15⑨納税証明書については申請と同時に提出する場合は、申請の別とじとまとめることができます。

許可区分			証明書の種類	発行機関	備 考
知事	法人		法人事業税 納税（課税）証明書	都税事務所	
	個人	事業税の課税額のあるもの	個人事業税 納税（課税）証明書（※都税事務所と税務署の年度表記は異なります。） （例）平成26年度の決算変更届を提出する場合、 都税事務所→「平成27年度」 税務署→「平成26年分」と表記されたものがが必要です。	都税事務所 税務署	納税証明書が発行されてから変更届出をしてください。4 年以上前などで発行できない期間については確定申告書の写し（第一表及び第二表）を添付（原本提示） ----- 8 月半ばまでに提出する場合は申告所得税の「納税証明書（その 2）」（摘要欄に「事業所得金額」の記載があるもの）を添付してください。
		事業税非課税	申告所得税の納税証明書（その 2）	税務署	摘要欄に「事業所得金額」の記載があるもの
大臣	法人		法人税納税証明書（その 1）	税務署	
	個人		申告所得税納税証明書（その 1）	税務署	

（2）廃業届

廃業等の届出要件については、P. 83 参照

No.	変更事項	様式番号・添付書類	確認資料	届出期間
1	全業種の廃業	①22号の4届出書（P. 84参照） 入力		廃業後30日以内
2	一部業種の廃業（知事許可で、営業所が主たる営業所のみの場合）	①22号の4届出書（P. 84～86参照） 入力 ②22号の2 変更届出書（第二面） 入力 ※P. 65（1）変更届の№.13に係る届出も同時に提出 ※専任技術者の担当する業種の状況により作成する様式が異なります。P. 77～78参照		
3	一部業種の廃業（大臣許可、都知事許可で主たる営業所以外の営業所がある場合）	①22号の4届出書（P. 84～86参照） 入力 ②22号の2 変更届出書（第一面・第二面） 入力 ※P. 65（1）変更届№.13に係る届出も同時に提出 ※専任技術者の担当する業種の状況により作成する様式が異なります。P. 77～78参照		

2 変更届記載例

(1) 変更届出書（第一面）

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

(用紙A4)
00006

変更届出書

(第一面)

該当する事項に○をつける。

下記のとおり、
 ①商号又は名称 ②営業所の名称、所在地又は業種 ③資本金額 ④役員等の氏名 ⑤個人業者の氏名
 ⑥支配人の氏名 ⑦建設業法施行令第3条に規定する使用人 ⑧建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
 建設業法第15条第2号
 について変更があったので届出をします。

届出者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印

変更する事項によって添付書類が異なるので、注意すること。
(P. 64～67参照)

地方整備局長
北海道開発局長
東京都 知事 殿

右詰で記入し、左余白は必ず「0」で埋める。

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
東京都新宿区西新宿 2-8-17
東京建工株式会社
代表取締役 大森 建司

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入

大臣 コード
知事
許可番号 3613 国土交通大臣 許可 (般-26) 第 0999999 号 平成 26 年 04 月 30 日

変更のあった役員等のみの届出でよい。

代表者（申請人）が同時に役員を就任・退任する場合は、役員の変更も届け出ること。

同時に「別紙一 役員等の一覧表 (P. 24)」、「経営業務の管理責任者証明書 (P. 72)」、「経営業務の管理責任者の略歴書 (P. 31)」を提出

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号	(株)東京建設工業	東京建工(株)	27.4.1	【A】
営業所の所在地	千代田区丸の内3-8	新宿区西新宿2-8-17	27.4.1	【B】
資本金	10,000千円	15,000千円	27.4.1	【C】
役員等の氏名	山根 良 實	—	27.4.1	顧問退任
	—	山本 浩	〃	相談役就任
	春日 武 男	—	〃	取締役退任(経)
代表者(申請人)	春日 武 男	大森 建 司	27.4.1	【D】
経営業務の管理責任者	春日 武 男	山 田 努	27.4.1	P. 72参照
専任技術者	原 田 二 郎	城 真 二	27.4.1	本社

商号変更の場合は、必ず印鑑証明書を提出（大臣許可の場合は更新時等に提出）

知事許可の場合は、P. 49～51の確認資料を提出

就任・退任等の別、経営業務の管理責任者(経)、専任技術者(技)を記入

P. 74【ア】【イ】参照

同時に「別紙四 専任技術者一覧表 (P. 25)」、「専任技術者証明書 (P. 74・75)」を提出

変更のあった部分のみを記入

P. 23の「建設業許可申請書」の記入例を参照のこと。

所在地・電話番号・郵便番号の変更の場合は、必ず4か所とも記入

会社側の担当者の名前、電話番号を必ず記入

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 37 トウキョウケンコウ

商号又は名称 38 東京建工(株)

代表者又は個人の氏名のフリガナ 39 オオモリケンジ

代表者又は個人の氏名 40 大森 建司

主たる営業所の所在地市区町村コード 41 13104 都道府県名 東京都 市区町村名 新宿区

主たる営業所の所在地 42 西新宿2-8-17

郵便番号 43 163-8001 電話番号 03-3212-5111

資本金額又は出資総額 44 15000 (千円)

①
【A】
【商号の変更】

②
【D】
【代表者の変更】

③
【B】
【営業所の所在地・電話番号・郵便番号の変更】

【C】
【資本金の変更】

連絡先
所属等 総務部 氏名 石原 太郎 電話番号 03-3212-5111
ファックス番号 03-3212-5122

で囲ってあるところは必ずセットにして記入（①、②、③の3種類のセットがあります。）

従たる営業所に係る変更届出書（第一面）の記載例

記				
届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の所在地	立川市泉町1078	立川市泉町92	27. 8. 4	立川営業所 ← P. 70【A】
営業所の新設	—	日野営業所	27. 8. 4	P. 71【B】
建設業法施行令第3条に規定する使用人	—	本田光子	27. 8. 4	日野営業所
専任技術者	—	本田光子	27. 8. 4	日野営業所 ← 専任技術者の変更（様式第8号）又は削除の届出書（様式第22号の3）、別紙四も同時に提出（P. 74～78, 80を参照）
営業所の廃止	東大和営業所	—	27. 7. 31	P. 71【C】
建設業法施行令第3条に規定する使用人	宮城誠	—	27. 7. 31	東大和営業所
専任技術者	宮城誠	—	27. 7. 31	東大和営業所
営業所の名称	多摩営業所	多摩支店	27. 8. 4	P. 71【D】
建設業法施行令第3条に規定する使用人	松尾博	中野忍	27. 8. 4	東村山支店
営業所の業種の追加	土木工事業	土木工事業	27. 8. 4	杉並営業所 ← P. 70【E】
	—	造園工事業		杉並営業所
専任技術者	東京太郎	東京太郎	27. 8. 4	杉並営業所 ← P. 75【ウ】
営業所の業種の廃止	建築工事業	建築工事業	27. 7. 31	足立営業所 ← P. 70【F】
	造園工事業	—		足立営業所
専任技術者	三野智史	—	27. 7. 31	足立営業所
専任技術者	藤修二	建設花子	27. 7. 31	足立営業所 ← P. 75【エ】
専任技術者	建設花子	藤修二	27. 7. 31	中野営業所

備考欄【A】～【F】、【ウ】、【エ】は、P. 70・71の変更届出書（第二面）の記載例【A】～【F】及びP. 75の専任技術者証明書の記載例【ウ】、【エ】にそれぞれ対応しています。

【注意事項】

名称と所在地が同時に変更となる場合、変更届出書（第二面）はP. 71【B】と【D】の記載例で処理

(2) 變更届出書 (第二面)

(用紙A 4)

(第二面)

区 分

項番	3
8	1
2	

 (2. 営業しようとする建設業
又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の
新設 4. 従たる営業所の
廃止)

大臣 知事 コード

許可番号

項番	3
8	2
1	3

 国土交通大臣 東京部 知事 許可(般特 26) 第

5	9	9	9	9	9	10
0	9	9	9	9	9	9

 号

許可年月日

平成

11	13	15
2	6	0

 年

0	4	月	3	0	日
2	6	0	4	月	3

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

土 建 大 左 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し め 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清
 3 5 10 10 15 20 25 30
 営 業 し ゃ う 業 8 3 (1. 一 般)
 と す る 建 設 業
 3 5 10 15 20 25 30
 変 更 前

(従たる営業所)

【営業所の所在地の変更】

【A】 フリガナ タチカワエィギョウシヨ

従たる営業所の称 8 4 3 5 10 15 20

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 1 3 2 0 2 都道府県名 東京都 市区町村名 立川市

従たる営業所の所在地 8 6 9 5 10 15 20

郵便番号 8 7 1 9 0 - 0 0 1 5 電話番号 10 15 20 25 30

営業しようとする建設業 8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し め 板 ガ 塗 防 内 機 絶 熱 園 井 具 水 消 清 (1. 一般 2. 特定)

変更前 3 5 10 15 20 25 30

営業所の確認資料
(案内図・写真等)
が必要

(P. 49~51参照)

(従たる営業所)

【営業所の業種の追加】

【E】		フリガナ スギナミエイギョウシヨ																					
従たる営業所の名称		8	4	杉	並	業	所																
従たる営業所の所在地市区町村コード		8	5					都道府県名 _____								市区町村名 _____							
従たる営業所の所在地		8	6																				
郵便番号		8	7				-																
営業しようとする建設業		8	8	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内
				機	絶	通	園	井	具	水	清	消											
				変	更	前																	

(1. 一般)
(2. 特定)

専任技術者についても同時に届出が必要

(P. 74~78参照)

(従たる営業所)

【営業所の業種の廃止】

[illegible]

専任技術者についても同時に届出が必要

(P. 74~78, 80参照)

(第二面)

区分 ^{項番}³ (2. 営業しようとする建設業
又は従たる営業所の所在地の変更
大臣コード
3. 従たる営業所の
新設
4. 従たる営業所の
廃止)

許可番号 ^{項番}³ 国土交通大臣 許可 (般特) 第 ⁵⁶⁷⁸⁹ 号 平成 ¹¹¹² 年 ¹³¹⁴ 月 ¹⁵¹⁶ 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(従たる営業所)

【B】 フリガナ ヒノエイギョウショ

従たる営業所の称 ³⁴ ⁵⁶ ⁷⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰

内 容

従たる営業所の所在地市区町村コード ³⁴ ⁵⁶ ⁷⁸ ⁹ 都道府県名 東京都 市区町村名 日野市

従たる営業所の所在地 ³⁴ ⁵⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰

郵便番号 ³⁴ ⁵⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ 電話番号 ¹²¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰

営業しようとする建設業 ³⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ (1. 一般 2. 特定)

変更前 ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰

営業所の確認資料
(案内図・写真等)
が必要

(P. 49～51参照)

専任技術者、建設
業法施行令第3条
に規定する使用人
についても同時に
提出が必要

(P. 65参照)

(従たる営業所)

【D】 フリガナ タマシテン

従たる営業所の称 ³⁴ ⁵⁶ ⁷⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰

内 容

従たる営業所の所在地市区町村コード ³⁴ ⁵⁶ ⁷⁸ ⁹ 都道府県名 東京都 市区町村名 多摩市

従たる営業所の所在地 ³⁴ ⁵⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰

郵便番号 ³⁴ ⁵⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ 電話番号 ¹²¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹

営業しようとする建設業 ³⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ (1. 一般 2. 特定)

変更前 ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰

P. 66(注2)参照

(第二面)

区分 ^{項番}³ ⁴ (2. 営業しようとする建設業
又は従たる営業所の所在地の変更
大臣コード
3. 従たる営業所の
新設
4. 従たる営業所の
廃止)

許可番号 ^{項番}³ ⁴ 国土交通大臣 許可 (般特) 第 ⁵⁶⁷⁸⁹ 号 平成 ¹¹¹² 年 ¹³¹⁴ 月 ¹⁵¹⁶ 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(従たる営業所)

【C】 フリガナ ヒガシヤマトエイギョウショ

従たる営業所の称 ³⁴ ⁵⁶ ⁷⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰

内 容

従たる営業所の所在地市区町村コード ³⁴ ⁵⁶ ⁷⁸ ⁹ 都道府県名 東京都 市区町村名 東大和市

従たる営業所の所在地 ³⁴ ⁵⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰

郵便番号 ³⁴ ⁵⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ 電話番号 ¹²¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹

営業しようとする建設業 ³⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ (1. 一般 2. 特定)

変更前 ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰

専任技術者、建設
業法施行令第3条
に規定する使用人
についても同時に
届出が必要

(P. 65参照)

知事許可の場合は
全ての項目につい
て記入
大臣許可の場合は
営業所の名称のみ
でよい。

(従たる営業所)

【D】 フリガナ タマエイギョウショ

従たる営業所の称 ³⁴ ⁵⁶ ⁷⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰

内 容

従たる営業所の所在地市区町村コード ³⁴ ⁵⁶ ⁷⁸ ⁹ 都道府県名 東京都 市区町村名 多摩市

従たる営業所の所在地 ³⁴ ⁵⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰

郵便番号 ³⁴ ⁵⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ 電話番号 ¹²¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹

営業しようとする建設業 ³⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ (1. 一般 2. 特定)

変更前 ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰

P. 66(注2)参照

知事許可の場合は
全ての項目につい
て記入
大臣許可の場合は
営業所の名称のみ
でよい。

(3) 経營業務の管理責任者証明書（変更）※同時に「別紙一 役員等の一覧表」（P. 24参照）、「経營業務の管理責任者の略歴書」（P. 31参照）、「変更届出書」（P. 68参照）を提出してください。

様式第七号（第三条関係）

P. 30の「経營業務の管理責任者証明書の記載例を参照のこと。」

(用紙A4)
00002

経營業務の管理責任者証明書

証明者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印（注2）

(1) 下記の者は、(土)、(建)、(園) 工事業に関し、次のとおり経營業務の管理責任者としての経験を有することを証明します。

役職名等 取締役

経験年数 平成4年4月から平成27年7月まで満23年3月

証明者と被証明者との関係 役員

備考

他社証明の場合で、他社が建設業許可を有している場合には、備考欄に許可の内容（許可権者・許可番号・許可年月日・許可業種）を記載

経験年数は、変更のあった時点までの記載とする。

証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在職していた法人の代表者又は個人の事業主とする。（注1）

平成 〇年 〇月 〇日

東京都新宿区西新宿2-8-17

東京建工株式会社

証明者 代表取締役 大森 建司 印

届出者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印する。

(2) 下記の者は、許可申請者 { の常勤の役員 } で建設業法第7条第1号 { イ } に該当する者であることに相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
東京都知事 殿

申請者を消す。

東京都新宿区西新宿2-18-17
東京建工株式会社
代表取締役 大森 建司 印

申請又は届出の区分 項番 3 1 7 2 (1. 新規 2. 変更 3. 経營業務の管理責任者の追加 4. 経營業務の管理責任者の更新等)

変更又は追加の年月日 平成 27 年 4 月 1 日

変更又は追加した日付を記入

右詰めで記入し、左余白は必ず「0」で埋める。

大臣コード

許可番号 1 8 1 3

国土交通大臣 許可 (一般 2 6) 第 0 9 9 9 9 9 号

許可年月日 平成 2 6 年 0 4 月 3 0 日

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち、最も古いものを記入

◎【新規・変更後・経營業務の管理責任者の追加・経營業務の管理責任者の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 ヤ マ 姓の最初から2文字を記入

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 2 0 山 田 努

生年月日 13 14 16 18 S 3 1 年 0 4 月 1 0 日

住 所 東京都大田区田園調布3-5-5

◎【変 更 前】

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 2 1 春 日 武 男

生年月日 13 14 16 18 S 1 4 年 1 0 月 1 0 日

備考

経營業務の管理

法人の場合は商業登記簿謄本、個人の場合は住民票の字で記入。ただし、専任技術者（又は国家資格者等・監理技術者）を兼ねていて国家資格、卒業資格がある場合は、資格認定証明書、卒業証明書の字で記入

(注1) 正当な理由により、この方法によることができない場合は「備考」の欄に理由を記載して、当該事実を証明できる他の者（当時の取締役、本人が証明。その場合には証明のため実印を押印し、取締役の場合は当時の閉鎖謄本と印鑑証明書、本人の場合は印鑑証明書が必要。）の証明を得ること（印鑑証明書は発行後3か月以内のもの）。

(注2) 追加・一般新規・更新・変更において既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、申請者と証明者が異なる場合のみ証明者の欄の押印を省略することができる（H20.10.8 建設業法施行規則の一部を改正する省令より。提出済の証明書のコピー添付は不可）。なお、申請者の欄は新たに記載・押印する。

※確認資料は、申請書類と別にとじて提出してください。

経営業務の管理責任者の確認資料 (下記の資料で確認できない場合は、他の裏付け資料が必要になります。)	
変 更 後 の 者	チェック欄 ☐ ☐ ☐ 〔現在の常勤を確認するもの〕 1 住民票（抄本で可。発行後3か月以内のもの。本籍地の記載は不要） 遠隔地（通勤時間がおおむね片道2時間以上）の場合は更に確認資料が必要です。 現住所が住民票と異なる場合は、現住所が確認できる資料も必要です。 2 健康保険被保険者証の写し（社会健康保険証・国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証） 3 国民健康保険など、事業所名が印字されていない場合は、常勤を確認するため、2に加えて以下の順でいずれかの資料が必要です。なお、必要に応じ補充資料を求める場合があります。 ア 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し又は健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し（原本提示） イ 住民税特別徴収税額通知書（徴収義務者用）の写し（原本提示） ウ 確定申告書 { 法人においては、表紙と役員報酬明細の写し（原本提示） 個人においては、第一表と第二表の写し（原本提示） ※さらにその他の書類も併せて提出していただくことがあります。 エ その他、常勤が確認できるもの なお、出向の場合は別途確認資料が必要です。個別に相談してください。 〔過去の経営経験を確認するもの〕 4 役員名及び経験年数を証明するもの ア 法人の役員（P.8参照）にあつては、登記事項証明書、履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本等（期間分） ※インターネット「登記情報サービス」から提供する登記情報を印刷したものは、認証文、公印等が付加されていないので不可とします。 イ 建設業法施行令第3条に規定する使用人にあつては、期間分の建設業許可申請書及び変更届出書の写し（原本提示）（P.47 注1） ウ 個人にあつては、期間分の確定申告書の写し（原本提示）（受付印押印のもの） 5 法第7条第1号イ又はロの期間を証明するものとして次のいずれか ア 建設業許可通知書の写し イ 業務内容が明確に分かる工事請負契約書、工事請書、注文書、請求書等の写し（期間通年分の原本提示）（P.47 注2） ※ 請求書、原本が電子データの注文書、FAXで送付された注文書等には入金を確認できる資料（原本提示）が必要です。 ウ 大臣特認の場合はその認定証の写し（原本提示）
変 更 前 の 者	変更後の者と変更前の者との間で、その在職が継続されていなければなりません。変更時点での常勤性を証明するものとして以下のものが必要です。 ☐ 1 変更前の者が在職していれば、健康保険被保険者証の写し（社会健康保険証・国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証）。変更前の者が退職等していれば、健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届の写し（国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証の場合はその写し） ☐ 2 国民健康保険など、事業所名が印字されていない場合は、常勤を確認するため、1に加えて上記の3のア～エの順でいずれかの資料が必要となります。 なお、出向の場合は別途確認資料が必要です。個別に相談してください。

※同時に「別紙四 専任技術者一覧表」(P. 25参照)、「変更届出書」(P. 68・69参照)を提出してください。

「第2種電気工事士」は免状交付後〔3年〕、「電気主任技術者」は免状交付後〔5年〕、「電気通信主任技術者」は資格者証交付後〔5年〕、「地すべり防止工事士」は登録後〔1年〕、「建築設備士」は資格取得後〔1年〕、「1級計装士」は合格後〔1年〕、「給水装置工事主任技術者」は免状交付後〔1年〕、「技能検定2級合格者」は合格後〔1年〕（平成16年4月1日以降は〔3年〕）の実務経験証明書を添付
 なお、特定建設業で指定建設業（土）（建）（電）（管）（鋼）（舗）（園）の専任技術者を証明する場合は、〔国家資格1級〕並びに〔大臣特認〕
 のいずれかを取得した者とする。

(用紙A 4)

00003

届出者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印する。

- (1)に○を付ける。

[申請者を消す](#)

印

【ア】

区 分 6 1 3 (1. 新規許可等 2. 専任技術者の担当業務又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更)

大臣 知事 コード 右詰めで記入し、左余白は必ず「0」で埋める。

許可番号 6 2 1 3 国土交通大臣 東京部 知事 許可(般-26)第 0 0 9 9 9 9 9 9 号 平成 2 6 年 0 4 月 3 0 日

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古い許可日を記入

1 カラム空ける。
 項番 フリガナ ジョウ シンジ 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 6 3 ジョ 城 真 二 生年月日 5 3 3 年 0 9 月 0 1 日

今後担当する建設工事の種類 6 4 7 筋 ぼ し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 漏 井 具 水 清 掃

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5 3 7 3 7 7 9 11 13 15 17

変更、追加又は削除の年月日 平成 27 年 4 月 1 日

専任技術者所 埼玉県浦和市高砂3-15

営業所の名称 (旧所属)

営業所の名称 (新所属) 本 社

「国家資格等」の場合はP. 60・61の「技術者の資格表」を参考にして、該当する番号を記入

実際に専任技術者の
変更等を行った日を
記入

「今後担当する建設工事の種類」のみ記入

「新所属」のみ記入

氏名について、国家資格等、卒業資格がある場合は資格認定書、卒業証明書の字で記入
実務経験の場合は住民票（ただし経営業務の管理責任者を兼ねている場合で、登記されていればその登記簿謄本）の字で記入

0 0 0 0 3

【イ】

- (2)に○を付ける。

申請者を消す

印

東京市 知事 殿
 区 分 (1. 新規許可 2. 専任技術者の担当業種 3. 専任技術者 4. 専任技術者の交 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更)
 大臣 コード 右詰めで記入し、左余白は必ず「0」で埋める。
 許可番号 平成 年 月 日
 東京市 知事 許可 (一般) 第 号

姓の最初から2文字
を記入し、濁点・半
濁点も含めて1字と
する。

専任となっている業種の資格コードのみを記入し、他に資格があっても記入しない。

実際に専任技術者の
変更等を行った日を
記入

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古い許可日を記入

記

項番 フリガナ (フリガナ) ハラダ ジロウ 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 6 3 ハ ラ 原 田 二 郎 生年月日 5 2 4 年 0 5 月 2 0 日

今後担当する建設工事の種類 6 4 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 は し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清

現在担当している建設工事の種類 4 1 2 3 4 5 6 7 8

有資格区分 6 5 0 2 8 7 9 11 13 15 17

変更、追加又は削除の年月日 平成 27 年 4 月 1 日 営業所の名称 (旧所属) 本 社

専任技術者所 東京都港区白金2-4-4 営業所の名称 (新所属)

P. 56・57「建設業の種類・有資格区分のコード番号表」を参考に、該当する番号を記入

「旧所属」のみ記入

※同時に「別紙四 専任技術者一覧表」(P. 25参照)、「変更届出書」(P. 68・69参照)を提出してください。

様式第八号 (第三条関係)

(用紙A 4)

「一般建設業」の場合は下段を、「特定建設業」の場合は上段を消す。
「一般・特定」両方に該当する場合は消さない。

専任技術者証明書 (新規・変更)

000003

届出者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印する。

- (1) 下記のとおり、~~建設業法第7条第2号~~に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
(2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

(1)に○を付ける。

地方整備局長
北海道開発局長
東京都 知事 殿

申請者を消す

申請者
届出者

平成 ○年 ○月 ○日
東京都千代田区丸の内3-8
東京建工株式会社
代表取締役 大森 建司 印

【担当業種又は有資格区分の変更】

【ウ】 区分 項番 3 (1. 新規許可 2. 専任技術者の担当業種 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更)
大臣コード 右詰めで記入し、左余白は必ず「0」で埋める。
許可年月日 許可年月日 13 15
許可番号 6 2 1 3 国土交通大臣 許可 (一般) 2 6 第 0 9 9 9 9 9 号 平成 2 6 年 0 4 月 3 0 日

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古い許可日を記入

1カラム空ける。

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) 上ウキョウ タロウ 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕
6 3 トウ 東京 太郎 生年月日 5 3 9 年 1 0 月 1 0 日
今後担当する建設工事の種類 6 4 7 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
現在担当している建設工事の種類 7 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
有資格区分 6 5 1 3 2 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
変更、追加又は削除の年月日 平成 27 年 8 月 4 日 営業所の名称 (旧所属) 杉並営業所
専任技術者の住所 埼玉県浦和市高砂3-15 営業所の名称 (新所属) 杉並営業所

変更後の有資格区分を記入

「国家資格等」の場合はP. 60・61の「技術者の資格表」を参考にして、該当する番号を記入

「今後担当する建設工事の種類」及び「現在担当している建設工事の種類」の両方記入

同一営業所内での変更の場合、旧所属と新所属は同じになる。

様式第八号 (第三条関係)

(用紙A 4)

【専任技術者が置かれる営業所のみの変更】

【エ】

専任技術者証明書 (新規・変更)

000003

- (1) 下記のとおり、~~建設業法第7条第2号~~に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
(2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

(1)に○を付ける。

地方整備局長
北海道開発局長
東京都 知事 殿

申請者を消す

申請者
届出者

平成 ○年 ○月 ○日
東京都千代田区丸の内3-8
東京建工株式会社
代表取締役 大森 建司 印

区分 項番 3 (1. 新規許可 2. 専任技術者の担当業種 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更)
大臣コード 右詰めで記入し、左余白は必ず「0」で埋める。
許可年月日 許可年月日 13 15
許可番号 6 2 1 3 国土交通大臣 許可 (一般) 2 6 第 0 9 9 9 9 9 号 平成 2 6 年 0 4 月 3 0 日

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古い許可日を記入

姓の最初から2文字を記入し、濁点・半濁点も含めて1字とする。

専任となっている業種の資格コードのみを記入し、他に資格があっても記入しない。

担当する営業所が変更した日を記入

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) ケンセツ ハナコ 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕
6 3 ケン 建設 花子 生年月日 5 2 4 年 0 5 月 2 0 日
今後担当する建設工事の種類 6 4 4 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
現在担当している建設工事の種類 4 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
有資格区分 6 5 0 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
変更、追加又は削除の年月日 平成 27 年 7 月 31 日 営業所の名称 (旧所属) 中野営業所
専任技術者の住所 東京都港区白金2-4-4 営業所の名称 (新所属) 足立営業所

区分5の届出の場合は、この部分のみが変更となる。

※確認資料は、申請書類と別にとじて提出してください。

専任技術者の確認資料	
変 更 後 の 者	チェック欄 ☐ ☐ ☐ 【現在の常勤を確認するもの】 1 住民票（抄本で可。発行後3か月以内のもの。本籍地の記載は不要） 遠隔地（通勤時間がおおむね片道2時間以上）の場合は更に確認資料が必要です。 現住所が住民票と異なる場合は、現住所が確認できる資料も必要です。 2 健康保険被保険者証の写し（社会健康保険証・国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証） 3 国民健康保険など、事業所名が印字されていない場合は、常勤を確認するため、2に加えて以下の順でいずれかの資料が必要です。なお、必要に応じ補充資料を求める場合があります。 ア 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し又は健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し（原本提示） イ 住民税特別徴収税額通知書（徴収義務者用）の写し（原本提示） ウ 確定申告書 { 法人（役員に限る）では、表紙と役員報酬明細の写し（原本提示） （受付印押印のもの） { 個人においては、第一表と第二表の写し（原本提示） ※さらにその他の書類も併せて提出していただくことがあります。 エ その他、常勤が確認できるもの なお、出向の場合は別途確認資料が必要です。個別に相談してください。 【技術者としての要件を確認するもの】 4 法第7条又は15条の第2号イ、ロ又はハの要件を証明するもの ア 技術者の要件が国家資格者等の場合は、その合格証、免許証の写し（原本提示） イ 技術者の要件が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証の写し（原本提示） ウ 技術者の要件が大臣特認の場合は、その認定証の写し（原本提示） エ 技術者の要件が実務経験の場合は（様式第九号の記入方法はP.34を参照） ① 実務経験の内容を確認できるものとして次のいずれか ・証明者が建設業許可を有している（いた）場合………建設業許可申請書及び変更届出書の写し（原本提示）（P.47 注3） ・証明者が建設業許可を有していない場合………業種内容が明確に分かる工事請負契約書、工事請書、注文書、請求書等の写し（期間通年分の原本提示）（P.47 注2） ※ 請求書、原本が電子データの注文書、FAXで送付された注文書等には入金が確認できる資料（原本提示）が必要です。 ② 実務経験証明期間の常勤（又は営業）を確認できるものとして次のいずれか ・健康保険被保険者証の写し（事業所名と資格取得年月日の記載されているもので、引き続き在職している場合に限る。） ・厚生年金被保険者記録照会回答票（事業所名が記載されていること。） ・住民税特別徴収税額通知書の写し（期間分—原本提示） ・確定申告書 { 法人（役員に限る。）では、表紙と役員報酬明細の写し （受付印押印のもの） { 個人においては、第一表と第二表の写し（期間分—原本提示） ・その他（出向等の場合は個別に相談してください。） オ 指導監督の実務経験の場合は、P.49の確認資料参照 （様式第十号の記入方法はP.35を参照）
変 更 前 の 者	変更後の者と変更前の者との間で、その在職が継続されていなければなりません。変更時点での常勤性を証明するものとして以下のものが必要です。 ☐ 1 変更前の者が在職していれば、健康保険被保険者証の写し（社会健康保険証・国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証）。変更前の者が退職等していれば、健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届の写し（国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証の場合はその写し） ☐ 2 国民健康保険など、事業所名が印字されていない場合は、常勤を確認するため、1に加えて上記の3のア～エの順でいずれかの資料が必要となります。 なお、出向の場合は別途確認資料が必要です。個別に相談してください。

※同時に「別紙四 専任技術者一覧表」(P. 25 参照)、「変更届出書」(P. 68・69参照)を提出してください。

(5) 専任技術者証明書(変更)等の作成具体例

- 1 許可を受けている建設業について現在証明されている専任技術者に代えて、新たな者を専任技術者として証明する場合

(具体例①) Aさん(建)(内) → Bさん(建)(内)	(項番⑥①欄の該当区分) Aさん ⇒ 「4」(交替に伴う削除) Bさん ⇒ 「3」(専任技術者の追加)
(具体例②) Aさん(建)(内) → Bさん(建) Cさん(内)	(項番⑥①欄の該当区分) Aさん ⇒ 「4」(交替に伴う削除) Bさん ⇒ 「3」(専任技術者の追加) Cさん ⇒ 「3」(専任技術者の追加)
(具体例③) Bさん(建) → Aさん(建)(内) Cさん(内)	(項番⑥①欄の該当区分) Aさん ⇒ 「3」(専任技術者の追加) Bさん ⇒ 「4」(交替に伴う削除) Cさん ⇒ 「4」(交替に伴う削除)

- 2 許可を受けている建設業について現在証明されている専任技術者の有資格区分に変更があった場合

(具体例) Aさん(建)(内) → Aさん(建)(内) 〔2級建築士〕 〔1級建築士〕	(項番⑥①欄の該当区分) Aさん ⇒ 「2」(有資格区分の変更)
---	-------------------------------------

- 3 許可を受けている建設業について現在証明されている専任技術者の担当業種に変更があった場合

(具体例①) Aさん(建) → Aさん(建)(内) Bさん(内)	(項番⑥①欄の該当区分) Aさん ⇒ 「2」(担当業種の変更) Bさん ⇒ 「4」(交替に伴う削除)
(具体例②) Aさん(建)(内) → Aさん(建) Bさん(内)	(項番⑥①欄の該当区分) Aさん ⇒ 「2」(担当業種の変更) Bさん ⇒ 「3」(専任技術者の追加)

- 4 婚姻等により、氏名に変更があった場合

(具体例) 東京 花子 → 新宿 花子 (変更前の氏名) (変更後の氏名)	(項番⑥①欄の該当区分) 東京 花子 ⇒ 「4」(交替に伴う削除) 新宿 花子 ⇒ 「3」(専任技術者の追加)
---	---

- 5 許可を受けている建設業について現在証明されている専任技術者が置かれる営業所のみに変更があった場合

【本社】 Aさん(建)(内) → Cさん(建)(内)	(項番⑥①欄の該当区分) Aさん ⇒ 「5」(営業所のみの変更) Bさん ⇒ 「4」(交替に伴う削除) Cさん ⇒ 「3」(専任技術者の追加)
【甲営業所】 Bさん(建)(内) → Aさん(建)(内)	

- 6 営業所の業種廃止があった場合(一部廃業の場合も同様です。)

(具体例①)〔甲営業所〕 Aさん(土)(建) → Aさん(土)	(項番⑥①欄の該当区分) Aさん ⇒ 「2」(担当業種の変更)
(具体例②)〔甲営業所〕 Aさん(土)(建) → Bさん(土)	(項番⑥①欄の該当区分) Aさん ⇒ 「4」(交替に伴う削除) Bさん ⇒ 「3」(専任技術者の追加)
(具体例③)〔甲営業所〕 Aさん(土) → Aさん(土) Bさん(内)	(項番⑥①欄の該当区分) Aさん ⇒ 処理不要 Bさん ⇒ 届出書(様式第22号の3)で削除(※)

(※) このケースでは「専任技術者証明書(変更)」(様式第8号)は使用できません。

(具体例④)〔甲営業所〕 Aさん(建) → Aさん(建)(と) Bさん(と)(タ)	(項番⑥①欄の該当区分) Aさん ⇒ 「2」(担当業種の変更) Bさん ⇒ 「4」(交替に伴う削除)
---	--

7 作成上の留意事項

- (1) 専任技術者証明書（変更）は、項番 6 1 欄の区別ごとに別葉で作成してください。項番 6 1 欄の該当区分についてはP. 77の作成具体例を御覧下さい。
- (2) 項番 6 1 欄「4」（交替に伴う削除）の該当となる者を届け出る場合は、新たに専任の技術者となる者を項番 6 1 欄「2」（担当業種又は有資格区分の変更）又は項番 6 1 欄「3」（専任技術者の追加）に該当する者として、同時に届け出ることが必要となります。
- (3) 許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止等に伴い既に証明された専任の技術者を削除する場合又は法第7条第2号若しくは法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合には、届出書（様式第二十二号の三）を用いて届け出ることとなります。
- (4) 届出書（様式第二十二号の三）で削除した専任技術者が、同一許可業者に残る場合は、国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第十一号の二）の提出が必要です。逆に、同一許可業者において、国家資格者等・監理技術者一覧表で登録されていた者が専任技術者となる場合、国家資格者等・監理技術者一覧表の届出は必要ありません（自動的に削除となるため）。

(6) 国家資格者等・監理技術者一覧表（変更・追加・削除）

〔確認資料はP. 49、コード番号はP. 57参照〕

- 許可を受けようとする（受けている）建設業の種類にかかわらず、専任技術者以外で常勤の技術者のうち、
- ① P. 60・61の資格を有する者（法第7条第2号ハ、法第15条第2号イ）
 - ② 特定建設業（指定建設業を除く）で指導監督の実務経験を有する者（法第15条第2号ロ）
 - ③ 特定建設業で大臣特認を受けた者（法第15条第2号ハ）について記入する。
ただし、②及び③については、特定建設業を受けようとする者又は受けている者に限り記入する。
旧様式で主任技術者として提出している者は、同じ内容について再度提出する必要はない。

様式第十一号の二（第四条、第十条関係）

届出者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印する。

(用紙A4)
00007

国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）

- (1) 国家資格者等及び監理技術者の一覧は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、国家資格者等・監理技術者一覧表の技術者に変更があつたので、届出をします。

平成 ○年 ○月 ○日

東京都新宿区西新宿2-8-17
東京建工株式会社
代表取締役 大森健司

既に提出している一覧表（旧様式で主任技術者として提出していた者も含む）の技術者の資格を変更、追加する場合

「区分2」の場合を除き既提出分の一覧表に記載した技術者に加えて新たに技術者を追加する場合

同一会社内で国家資格者等・監理技術者が専任技術者になる場合は削除は不要

複数の許可を受けている者は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入

P. 60・61のコード表に従い、該当する数字を記入

「区分5（技術者の削除）」の場合を除き指導監督の実務経験の者、大臣特認の者はP. 57のコード表に従い該当する数字を記入

「区分3（有資格区分等の変更）」で既提出の指導監督の実務経験の者、大臣特認の者は、P. 57のコード表に従い該当する数字を記入

地方整備局長
北海道開発局長
東京都 知事 殿

申請者
届出者

1 カラム空ける。

右詰めで記入し、左余白は必ず「0」で埋める。

許可年月日

平成 26 年 04 月 30 日

【資格の追加】

氏名 ヨシ吉田 義人

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 5 3 5 年 0 8 月 1 7 日

今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）

既提出の一覧表における建設工事の種類

有資格区分

【2級から1級に変更】

氏名 マツ松本 一郎

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 5 1 8 年 1 0 月 0 5 日

今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）

既提出の一覧表における建設工事の種類

有資格区分

【法第7条第2号ハ該当から法第15条第2号ロ該当に変更】

氏名 ジョウ城 知良

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 5 2 0 年 0 2 月 2 7 日

今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）

既提出の一覧表における建設工事の種類

有資格区分

【法第15条第2号ロ該当の建設工事の種類の追加】

氏名 ヤマ山崎 裕

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 5 4 0 年 0 1 月 2 0 日

今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）

既提出の一覧表における建設工事の種類

有資格区分

実務経験が必要な資格については、実務経験証明書も併せて添付する。

婚姻等により氏名の変更があつた場合は、「区分5」で変更前の氏名を削除し、「区分4」で変更後の氏名を追加する。

(7) 届 出 書

※専任技術者の後任者がいる場合は、様式第八号を使用します。
後任者が不在の場合に当様式を使用します。
※同時に「別紙四 専任技術者一覧表」(P. 25参照)、「変更届出書」(P. 68・69)
を提出してください。

様式第二十二号の三 (第十条の二関係)

(用紙A4)
00008

該当する理由に○をつける。

届 出 書

下記のとおり、
(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
(2) 経營業務の管理責任者を削除した
(3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
(4) 専任の技術者を削除した
(5) 欠格要件に該当するに至った
ので届出をします。

届出者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印する。

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

地方整備局長
北海道開発局長
東京都 知事 殿

東京都新宿区西新宿2-8-17

東京建工株式会社
代表取締役 大森健司

印

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

項番 大臣 コード
知事
許可番号 5 1 1 3 国土交通大臣 許可 (一般) 2 6 第 0 1 3 5 6 9 号 平成 2 6 年 0 4 月 3 0 日
記 右詰めで記入し、左余白は必ず「0」で埋める。

該当するものに○をつける。

- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経營業務の管理責任者〕を満たさなくなった場合
(2) 経營業務の管理責任者を削除した場合

氏 名 5 2 3 5 10

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 13 14 16 18 日

- (3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなった場合
(4) 専任の技術者を削除した場合

氏 名 5 3 金子 秋次 10

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 13 14 16 18 日

営業所の名称 東京建工株式会社

建設工事の種類 (土) (園)

氏 名 5 3 3 5 10

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 13 14 16 18 日

営業所の名称

建設工事の種類

氏 名 5 3 3 5 10

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 13 14 16 18 日

営業所の名称

建設工事の種類

- (5) 建設業法第8条第1号及び第7号から第11号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

許可を受けている一部の業種を廃業した場合、又は営業所の廃止に伴い専任技術者を削除した場合は、(4)を囲んで届け出る。

(8) 変更届出書（別紙8）

提出が遅れた決算変更届について複数年度分をまとめて1冊にとじ込んで提出することはしないでください。

別紙8

(用紙A4)

変 更 届 出 書

複数の許可を受けている場合は現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

許可年月日

平成 23 年 11 月 30 日

許可番号 ~~国土交通大臣~~
東京都 知事

許可 ~~特~~ 般 - 23 第 99999 号

~~関東地方整備局長~~

東京都 知事

殿

届出者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印する。

所在地 東京都新宿区西新宿 2-8-17
届出者 商号又は名称 東京建工株式会社
代表者氏名 代表取締役 大森健司

印

事業年度（第39期 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）が終了したので、

別添のとおり、下記の書類を提出します。

(1) (2) (3) (4)は必ず
(5) (6) (7) (8) (9)は該当するものを提出
(10) (11) (12)は事業年度内に変更があった場合のみ
期末の状況を提出

記

- ① 工事経歴書 ② 工事施工金額 ③ 貸借対照表及び損益計算書 ④ 株主資本等変動計算書及び注記表
⑤ 事業報告書 ⑥ 附属明細表 ⑦ 法人税納付済額証明書 ⑧ 所得税納付済額証明書
⑨ 事業税納付済額証明書 ⑩ 使用人数 ⑪ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 ⑫ 定款

知事許可
の場合

特例有限会社を除く株式会社
の場合のみ提出する。

大臣許可・
法人の場合

資本金が1億円を超え、又は貸借対照表の負債合計
が200億円以上の株式会社のみ添付する。

大臣許可・
個人の場合

記載要領

- 「関東地方整備局長 東京都 知事」「国土交通大臣 東京都 知事」については、不要のものを消すこと。
- (1) から (12) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

決算変更届の提出後、内容に訂正が生じた場合は、P. 82の
様式により訂正届を提出してください。

- 既に提出した変更届を書き換えないでください。
- 工事経歴書及び直前3年の各事業年度における工事施工金額を訂正する場合は、様式を用い新たに作成してください。
- 財務諸表を訂正する場合は、既に提出した財務諸表の訂正しようとするページをコピーし、その上で、訂正する数値を見え消しで記載してください。

*工事経歴書（様式第二号）の記入方法は、P. 26・27を、直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）の記入方法はP. 28を参照してください。

(9) 変更届出書（別紙8）の訂正について

コピーして使用できます。提出する用紙はA4版です。

届出者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印する。代理申請の場合は、訂正の届出であっても必ず委任状を添付すること。

(用紙A4)

変更届出書(別紙8)の訂正について

(平成 年 月 日)

関東地方整備局長
東京都知事 殿

(許可年月日) 平成 年 月 日

(許可番号) 国土交通大臣 許可 (-) 第 号
東京都知事

所在地

(建設業者) 商号又は名称

代表者氏名 印

事業年度(第 期平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)の
変更届出書の下記の書類について訂正します。

記

*該当する項目に○を付ける。

- (1) 工事経歴書
(2) 直前3年の各事業年度における工事施工金額
(3) 財務諸表

	訂正箇所(ページ)	枚 数
貸借対照表		枚
損益計算書		枚
株主資本等変動 計算書及び注記表 (法人のみ)		枚
		計 枚